

第二百三回 参議院 憲法審査会 會議録 第一号

令和二年十一月十一日(水曜日)

午前十時開会

委員氏名

- 会長 林 芳正君
- 幹事 石井 準一君
- 幹事 石井 正弘君
- 幹事 磯崎 仁彦君
- 幹事 西田 昌司君
- 幹事 鉢呂 吉雄君
- 幹事 西田 実仁君
- 幹事 松沢 成文君
- 幹事 山添 拓君
- 幹事 赤池 誠章君
- 幹事 有村 治子君
- 幹事 衛藤 晟一君
- 幹事 岡田 広君
- 幹事 片山さつき君
- 幹事 古賀友一郎君
- 幹事 上月 良祐君
- 幹事 佐藤 正久君
- 幹事 中川 雅治君
- 幹事 中曽根弘文君
- 幹事 藤末 健三君
- 幹事 古川 俊治君
- 幹事 堀井 巖君
- 幹事 舞立 昇治君
- 幹事 山下 雄平君
- 幹事 山田 宏君
- 幹事 山谷えり子君
- 幹事 小西 洋之君
- 幹事 徳永 エリ君
- 幹事 長浜 博行君
- 幹事 難波 樊二君
- 幹事 白 眞勲君

委員の異動

十月二十六日

辞任

補欠選任

出席者は左のとおり。

- 会長 林 芳正君
- 幹事 石井 準一君
- 石井 正弘君
- 西田 昌司君
- 藤末 健三君
- 福島みずほ君
- 福山 哲郎君
- 森 ゆうこ君
- 伊藤 孝江君
- 矢倉 克夫君
- 安江 伸夫君
- 山本 香苗君
- 浅田 均君
- 東 徹君
- 田村 まみ君
- 舟山 康江君
- 山下 芳生君
- 吉良よし子君
- 矢田わか子君
- 那谷屋正義君
- 石川 大我君
- 江崎 孝君
- 難波 樊二君
- 鉢呂 吉雄君
- 福山 哲郎君
- 森 ゆうこ君
- 山本 香苗君
- 田村 まみ君
- 舟山 康江君
- 徳永 エリ君
- 渡辺 喜美君
- 長浜 博行君
- 難波 樊二君
- 石川 大我君
- 那谷屋正義君
- 杉尾 秀哉君
- 打越さく良君
- 平木 大作君
- 浜野 喜史君
- 足立 信也君
- 喜美君

委員

- 那谷屋正義君
- 白 眞勲君
- 西田 実仁君
- 松沢 成文君
- 矢田わか子君
- 山添 拓君
- 赤池 誠章君
- 有村 治子君
- 磯崎 仁彦君
- 衛藤 晟一君
- 岡田 広君
- 片山さつき君
- 古賀友一郎君
- 上月 良祐君
- 佐藤 正久君
- 中川 雅治君
- 中曽根弘文君
- 古川 俊治君
- 堀井 巖君
- 舞立 昇治君
- 山下 雄平君
- 山田 宏君
- 山谷えり子君
- 石川 大我君
- 打越さく良君
- 江崎 孝君
- 小西 洋之君
- 杉尾 秀哉君
- 福島みずほ君
- 伊藤 孝江君
- 平木 大作君
- 矢倉 克夫君
- 安江 伸夫君
- 浅田 均君

事務局側

憲法審査会事務局長 岡留 康文君

本日の会議に付した案件

○幹事辞任の件

○幹事選任及び補欠選任の件

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長(林芳正君) 幹事の選任及び補欠選任についてお諮りいたします。

本審査会の幹事の数が九名から十名に増員となったことに伴う一名の幹事の選任を行うとともに、幹事の辞任及び委員の異動に伴い現在幹事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

幹事の選任につきましては、先例により、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に藤末健三君、那谷屋正義君、白眞勲君及び矢田わか子君を指名いたします。本審査会幹事会の申合せにより、会長が野党第一会派の幹事の中から会長代理を指名することとなっております。

会長といたしましては、会長代理に那谷屋正義君を指名いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時一分散会

十一月六日日本審査会に左の案件が付託された。

- 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願(第二四号)
- 一、改憲発議に反対することに關する請願(第二五号)(第二六号)
- 一、憲法第九条を守ることに關する請願(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)

第二四号 令和二年十月二十六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに關する請願

請願者 北海道江別市 添田茂 外千三百十七名

紹介議員 紙 智子君

二〇一七年五月三日、安倍晋三前首相は、突然、「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍前首相らによる憲法第九条

などの改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、憲法第九条を変えないこと。
- 二、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政治を実現すること。

第二五号 令和二年十月二十六日受理

改憲発議に反対することに關する請願

請願者 東京都足立区 田上聡太郎

紹介議員 井上 哲士君

二〇一九年七月の参議院選挙では、改憲に賛成する勢力が三分の二を割った。有権者は、当時の安倍首相に憲法第九十六条の規定による改憲発議が可能な勢力を与えなかった。このとき、民意が改憲について論議すべきかという意思を表明したなど全く事実を反する強弁をしていた安倍氏。二〇二〇年九月十六日、安倍改憲に反対するごうごうたる世論と運動の前に病気を理由に辞任し、改憲を果たせなかった。政治が果たすべき課題は、コロナ対策を始め山積している。世論の多くは改憲など望んでいない。菅首相が継承した安倍改憲は、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をする国に変えようとする狙いがある。もし第九条を始めとする自民党改憲四項目による改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議をするにも、敵基地攻撃能力の保有などという憲法に反する解釈も許さず、全ての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、安倍前首相らが進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。
- 二、憲法をいかし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会にすること。

第二六号 令和二年十月二十六日受理

改憲発議に反対することに關する請願

請願者 北海道上川郡比布町 山田昭宏 外三百五十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二七号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県大上郡豊郷町 高橋利雄 外五十三名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類の価値を持っている。しかし、今、アメリカに従って日本を、戦争をする国にしようとする憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、憲法第九条を守り、平和のためにいかすこと。

第二八号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 大阪府河内長野市 岩佐幸 外四十六名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二九号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県長浜市 伊藤慈子 外四十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三〇号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 大阪市 石川浩子 外四十六名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三一号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 福井県敦賀市 脇坂智子 外四十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三二号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県彦根市 安井一文 外四十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三三号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県東近江市 松本利寛 外四十六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三四号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県大津市 木谷五百子 外四十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三五号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに關する請願

請願者 滋賀県大上郡甲良町 川並大介

外四十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三六号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 兵庫県西宮市 森岡保 外四十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三七号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県守山市 十二里久美子 外四十六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三八号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市 熊谷加津栄 外四十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第三九号 令和二年十月二十六日受理

憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県犬上郡多賀町 田辺直美 外四十六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。